

地域林業・地域振興の確立に向けた「山村振興法」の延長を求める意見書

徳島県の多くを占める山村地域は、県土及び自然環境の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等、多面的かつ公益的な役割を果たしている。山村振興法は、これら山村の持つ重要性に鑑み、山村における経済力の培養と住民生活の福祉向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的に昭和40年に時限立法として制定され、これまで国による政策支援が行われてきた。

しかしながら、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下などの問題から依然として厳しい状況にある。地域の環境が維持できなくなれば、山村の持つ機能が発揮されず、徳島県全体の自然環境及び生活環境に大きな影響を及ぼすおそれがある。

こうした中、山村地域における経済力と住民の福祉の向上に貢献してきた山村振興法の期限が平成27年3月31日までとされているところである。

よって、国においては、山村地域の振興と森林資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大及び定住促進等の施策を推進し、山村機能の活性化を図るため、次の事項について格別の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 平成27年3月31日で期限切れとなる山村振興法を延長し、山村地域が持つ多面的機能の発揮に係る国の責務を明らかにし、実態にあわせた抜本的な対策を講じること。
- 2 林業従事者の定住対策として、所得補償を行うための林業就業給付金（仮称）の制度化及び住居に関する自治体の優遇措置への支援を講じること。
- 3 地域林業を指導する人材の育成・確保及び振興山村市町村への林業専門職員の配置に向けた国の支援措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月21日

徳島県議会議長 森 田 正 博